

平成26年度

# 敦賀市健全化判断比率の意見書

敦賀市監査委員



監 第 51 号  
平成27年 8 月26日

敦賀市長 上 隆 信 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 中 村 淳

同 常 岡 大 三 郎

### 平成 26 年度敦賀市健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度健全化判断比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 期 間	1
3	審 査 の 方 法	1
4	審 査 の 結 果	1
5	財政健全化審査意見書	2
6	判断基準となる4つの指標（健全化判断比率）	3

## 平成 26 年度敦賀市健全化判断比率の審査意見について

### 1 審査の対象

健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

### 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 8 月 19 日まで

### 3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成され、健全化判断比率を適正に表示しているか否かにつき、公債台帳、交付税台帳、その他関係諸帳票と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等によりこれを実施した。

### 4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、健全化判断比率は正確であり内容も適正なものと認める。

以下審査の結果を述べる。

## 平成 26 年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

	平成 26 年度	平成 25 年度	比較	参考		備考
				早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	-	-	-	12.74%	20.0%	(△8.82%)
②連結実質赤字比率	-	-	-	17.74%	30.0%	(△32.12%)
③実質公債費比率	9.4%	9.9%	△0.5%	25.0%	35.0%	-
④将来負担比率	20.1%	18.3%	1.8%	350.0%	適用なし	-
資金不足比率	-	-	-	20.0%		-

\*① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率が黒字である場合は、- で表示されます。

\*備考欄は実質収支又は連結実質収支が黒字であり、「実質赤字比率 (%)」「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で表示しています。

\*参考欄の資金不足比率の基準は、経営健全化基準である。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

平成 26 年度の実質赤字比率は△ 8.82%となっており、実質黒字である。良い状態となっている。

##### ② 連結実質赤字比率について

平成 26 年度の連結実質赤字比率は△ 32.12%となっており、実質黒字である。良い状態となっている。

##### ③ 実質公債費比率について

平成 26 年度の実質公債費比率は 9.4%となっており、平成 25 年度より 0.5 ポイント低下し実質公債負担は軽くなっている。また、早期健全化基準 25.0%と比較しても、15.6 ポイント下回り良い状態となっている。

##### ④ 将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率は 20.1%となっており、平成 25 年度より 1.8 ポイント上昇し、将来負担は重くなっている。これは、地方公営企業新会計基準の適用による会計処理の変更に伴うものが主因である。しかし、早期健全化基準 350.0%と比較すると、大幅に下回り良い状態になっている。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 《判断基準となる 4 つの指標（健全化判断比率）》

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条》

- ・実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率
- ・連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字比率
- ・実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率
- ・将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率
- ・資金不足比率 公営企業ごとの資金不足の比率  
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条)

### 健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑	↑	↑
	一般会計等に属する特別会計	都市計画土地区画整理事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	↓	↓	↓	↓	↓	↓
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
	法適用企業	市立敦賀病院事業会計						
		水道事業会計						
	法非適用企業	港湾施設事業特別会計						
		簡易水道特別会計						
		下水道事業特別会計						
		漁業集落環境整備事業特別会計						
		農業集落排水事業特別会計						
産業団地整備事業特別会計								
一部事務組合・広域連合	嶺南広域行政組合		↓	↓	↓	↓	↓	↓
	敦賀美方消防組合							
	福井県市町総合事務組合							
	福井県自治会館組合							
	福井県後期高齢者医療広域連合							
地方独立行政法人	敦賀市立看護大学							

※地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第 6 条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」という。